建設仮勘定の精算事務の不備

| 対象受検機関 | 検出事項 | | | 是正を求める事項 | |
|-----------|------|--|--|------------------|---------------------------------------|
| 東住吉総合高等学校 | | 検出事項 の財務諸表(貸借対照表)の建設仮勘定記の工事に係る金額が計上されたままと 契約件名 大阪府立東住吉総合高等学校 教室 棟1・2階トイレ改修工事 | | ま精算額 390,500円 | ### ### ############################# |
| | | | | | (3) 建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。(以下略) |

措置の内容

建設仮勘定の精算処理について、未処理であった建設仮勘定の精算処理を行うに当たり複式仕訳を確認したところ、複式仕訳情報を費用として計上するべきものを誤って資産として計上したことが分かり、会計局会計指導課に修正依頼し、建設仮勘定未精算データを削除した。

検出事項の原因は、資産と費用の区分及び建設仮勘定の精算処理について、担当者及び決裁関与者の理解が不足していたことにある。

再発防止に向けて、担当者及び決裁関与者において、資産と費用の区分及び建設仮勘定の精算処理について改めて制度を確認するとともに、適切に実施するよう周知した。 また、支出命令伺の決裁時に財務会計システム上の仕訳処理を添付することにより決裁関与者が仕訳を確認できるようにチェック体制を強化した。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行う。

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和6年10月1日から令和7年1月31日まで)